

企業会計基準委員会御中

企 発 第 190 号
平成19 年 1月 23 日社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

企業会計基準公開草案第17号「リース取引に関する会計基準(案)」及び
企業会計基準適用指針公開草案第21号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」
に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

12月27日に貴会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討いたしました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 全般的事項

税務上の対応の問題については本草案の取扱いに関し税制改正大綱にて緩和されているものの、一方で、改正の時期については、現在IASB等でリース会計について見直しが進んでおり、特に90パーセント判定や75パーセント判定は見直される可能性が大きい状況下、コンバージェンスの流れ、2009年迄の凍結期間を考えれば本基準の導入については慎重に行う必要がある。また、実務上も体系的な対応への準備期間や本基準の適用時期に四半期会計基準、四半期レビュー、内部統制監査、棚卸資産評価基準等と適用時期が重なり、更にこれらのシステム改訂等も加わることが想定されることから、全体として、可能な限り、実務上の負荷が過度にかからないよう、公開草案の内容、公表時期、適用時期について再考願いたい。

また、試案時点では言及されていた税制との関連(会計基準(案)第29項)について、平成19年税制改正大綱におけるリース取引関連税制が、今回の公開草案の公表に対する一つの働きとなっていると理解するが、結論の背景には「所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する税制上の手当てが実施されたこと」に言及されている箇所が見当たらず、経緯、考え方についても十分な説明をお願いしたい。

ファイナンス・リース取引の判定にあたり、適用指針(案)第9項及び第11項では「概ね90パーセント以上」「概ね75パーセント以上」という定量基準が規定されている。これは実質的なフルペイアウトを判断する具体的な数値目安とされており、幅を持たせるために「概ね」としている(適用指針(案)第87項)が、上記のような「概ね」の解釈があると、実務上オペレーティング・リース取引と認識して実行したリース取引が範囲を拡大解釈され、保守的にファイナンス・リースと判断する方向に導かれる懸念があると思われる。実務上の判断を明確にする上でも、本記載は「概ね」を削除し、恣意性の無い判断により運用されるべきであると考え。

2. ファイナンス・リースの判定に関する事項（適用指針（案）第5～13項）

本基準（案）・適用指針（案）では、ファイナンス・リースか否かの判定にあたり、貸手・借手側とも同じ基準を適用することとしているが、国際的な会計基準では借手と貸手のおかれた状況により判定結果が一致しないことがあるとしている（例えば米国基準では貸手側でファイナンス・リース取引となるためにはリース料の回収が合理的に予想される必要がある）。

本基準（案）・適用指針（案）においても、貸手・借手で判定結果が一致しないことがある旨及びどういったときに判定結果が一致しないかを明記すべきと考える。

3. 土地・建物等の不動産リースについて

土地・建物等の不動産リースの取扱いに関する設例（特に、土地と建物が一体となっている場合（適用指針（案）第19項））を追加願いたい。

4. 利息相当額の各期への配分（適用指針（案）23項）

利息法が原則で、重要性がないと認められる場合、定額法を採用すること等が出来る旨（適用指針（案）第30項）が規定されているが、利息法、定額法の選択を可能として頂きたい。

また、仮に重要性判定を使用する場合に、適用指針（案）第31項、第57項にリース資産総額の「重要性が無い場合」の割合について考え方を示しているが、各期の状況により10%以上又は10%未満に入れ替わりが生ずる場合が想定される。このような場合には、変更の処理が必要となると思うが、変更の際には会計処理の変更に該当するのかどうかの考え方について明示願いたい。また、当該事象が発生した場合の変更の処理の設例を設けていただきたい。

5. リース資産（債務）の計上額について

適用指針（案）第21項では、リース資産（債務）の計上額は原則としてリース料総額の割引現在価値と貸手の購入価額のいずれか低い額とし、貸手の購入価額が不明である場合はリース料総額の割引現在価値と見積現金購入価額のいずれか低い額、としている。

ただし、見積現金購入価額の見積もりが困難な場合も考えられる為、その場合のリース資産（債務）の計上額の算定方法を明記頂きたい（割引現在価値を使用する、等）。

6. 少額リース資産に関する簡便的な取扱い（適用指針（案）第33項、「本公開草案の概要」）

「本公開草案の概要」において300万円と記載されている一方、適用指針（案）第33項では、個々のリース資産に重要性がないと認められる場合、とある。

本件に関しては、一律の金額基準ではなく、企業の規模（資産、等）に照らしたものとするのが妥当と考えており、この点、明確にして頂きたい。

7.ファイナンス・リース取引の貸手側の処理について

ファイナンス・リース取引の貸手側の処理を考えた場合に、元来営業の用に供する為の有形固定資産であったものをファイナンス・リースで貸与することになるといった場合では、どのように処理するのか例示願いたい。設例1にあるように「リース投資資産」を売上高相手に計上する場合、すでに保有している有形固定資産については何もしないことになるが、その場合にさらにリース投資資産の計上を行うと同一物件について資産勘定が2度計上されることになり、総資産を増加させることになるため、当該処理について会計処理を明示していただきたい。

所有権移転ファイナンス・リース取引については「リース債権」として、所有権移転外ファイナンス・リース取引については「リース投資資産」として計上すると会計基準(案)第37項、適用指針(案)第118項に理由の記載があるが、本件の勘定科目名称を取って分ける必要がどこまであるのか疑問が残る。また、「リース投資資産」について「投資」という表現があるにも係わらず流動資産に計上もありうることについて表現上の違和感がある。勘定科目名称を「リース債権」に一本化することを検討願いたい。

8.セールスアンドリースバック取引におけるオペレーティング・リースの取扱いについて (適用指針(案)第47項)

セールスアンドリースバック取引においては、リース条件がファイナンス・リースに該当する場合には資産売却損益を繰り延べることとしているが、オペレーティング・リース取引については明確に規定されていないため、明記いただきたい。

なお、本項が、オペレーティング・リース取引については一律売却損益を計上できる、という意図であるならば、オペレーティング・リースであっても、売手による対象資産への関与が残るケースや、売却価格を公正価値と異なる金額に設定し、リース料で調整しているケースなど、資産売却損益を一時に認識すべきでない取引も想定されるので、国際的な会計基準と同様に、取引全体の実態から判断する必要があると考える。

9.開示に関する事項

会計基準(案)第41項に「リース債権及びリース投資資産に係るリース債権部分について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額をそれぞれ注記すること」と開示項目の新規追加となっているが、回収が長期にわたることという理由からであれば、リースにかかわらずすべての長期債権(特に長期貸付金)について同様の開示が求められるべきであり、記載は実務上も負担が大きいことから当該開示項目は開示任意等の検討を行っていただきたい。

10.他の基準との整合性(減損済みの所有権移転外ファイナンス・リース(借手側)の取扱いについて)

移行時の処理につき、「固定資産の減損に係る会計基準」注解 12 及び同適用指針第 60 ~ 62 項に則り、すでに所有権移転外ファイナンス・リース(借手側)に係る減損会計の処理を実行している案件がある場合の処理について明示していただきたい。会計基準(案)第 10 項によればリース資産の計上を実施することとなるが、その際すでに計上済みのリース資産減損勘定等の処理について設例を設けていただきたい。

11.リース契約に係る使用权の考え方について

会計基準(案)第 31 項によれば、今後、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区別をすることなく、リース契約に係る使用权を資産計上していくことを基礎に検討がなされる予定とあるが、今回の会計基準の変更によって計上されるリース資産は、今後検討される使用权と同義と解釈できるとの了解でよいか確認させていただきたい。

以上